

平成26年10月 6日  
京都市交通局  
企画総務部財務課

### 公共工事における年間発注見通しの公表内容等について

公共工事における年間発注見通しの公表内容のうち、工事及び建設コンサルタント業務等につきまして、10月公表分から、「概算額区分」を公表項目に加えるとともに、公表回数を年2回から年4回に変更します。

改正点	現状	改正後
予定価格の概算額 (工事)	非公表	以下の6区分に分け、公表 ○WTO協定の適用基準額(20億2,000万円)以上 ○4億円以上WTO協定の適用基準額未満 ○1億円以上4億円未満 ○5,000万円以上1億円未満 ○2,500万円以上5,000万円未満 ○250万円超2,500万円未満
予定価格の概算額 (建設コンサルタント業務等)	非公表	以下の3区分に分け、公表 ○WTO協定の適用基準額(2億円)以上 ○1,000万円以上WTO協定の適用基準額未満 ○250万円超1,000万円未満
公表時期 (工事及び建設コンサルタント業務等)	年2回 (4月, 10月)	年4回 (4月, 7月, 10月, 1月)